



環境配慮契約での産廃処理契約の検討について

令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会
資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会（第1回）

令和8年3月23日
環境省環境経済課

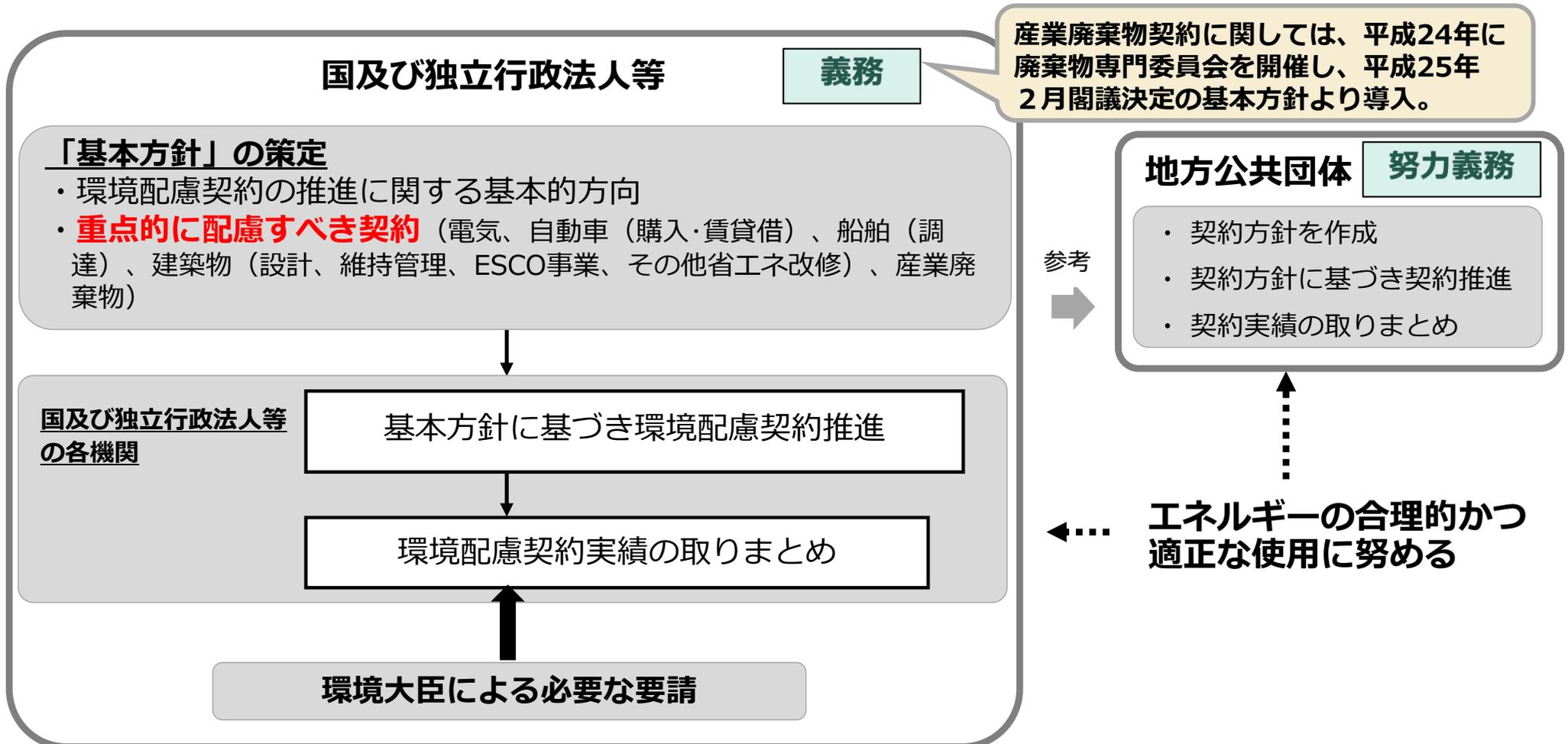


1. 産廃処理契約の概要と現在の状況
2. 検討に関連する法令と提案募集
3. 契約方式の検討
4. その他

1. 産廃処理契約の概要と現在の状況

環境配慮契約法の概要

- 国等が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することにより、**環境負荷の低減を図る**ことを目的として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」が制定。（2007年（平成19年））



※国及び独立行政法人等：国（各府省庁）、独立行政法人（国立環境研究所、中小企業基盤整備機構、年金積立金管理運用独立行政法人等の87団体（国立病院等を含む）の他、国立大学法人を含む）

基本的考え方

- ❑ 環境評価項目を点数化して、基準値を満たした事業者の中から価格競争により落札者を決定する**裾切り方式**を採用
- ❑ 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における**温室効果ガス等の排出削減、大気・水・土壌等の各環境質の保全**を考慮
- ❑ 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、**優良認定への適合状況**を考慮
- ❑ 入札条件は、処理する産業廃棄物や再生資源化の種類等の特性を踏まえ**調達者において設定**

契約における環境配慮の必要性と意義

- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ✓ 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
 - ✓ 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、**排出事業者の責任強化**
 - ✓ 産業廃棄物の処理に当たっての**優良産廃処理業者認定制度**の活用
- 温室効果ガス等の排出削減
 - ✓ 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
 - ✓ 廃棄物の資源としての再生利用の促進

➡ 産業廃棄物の処理に係る契約において**温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等**を考慮した**事業者選定**が必要

現時点での評価区分・配点例

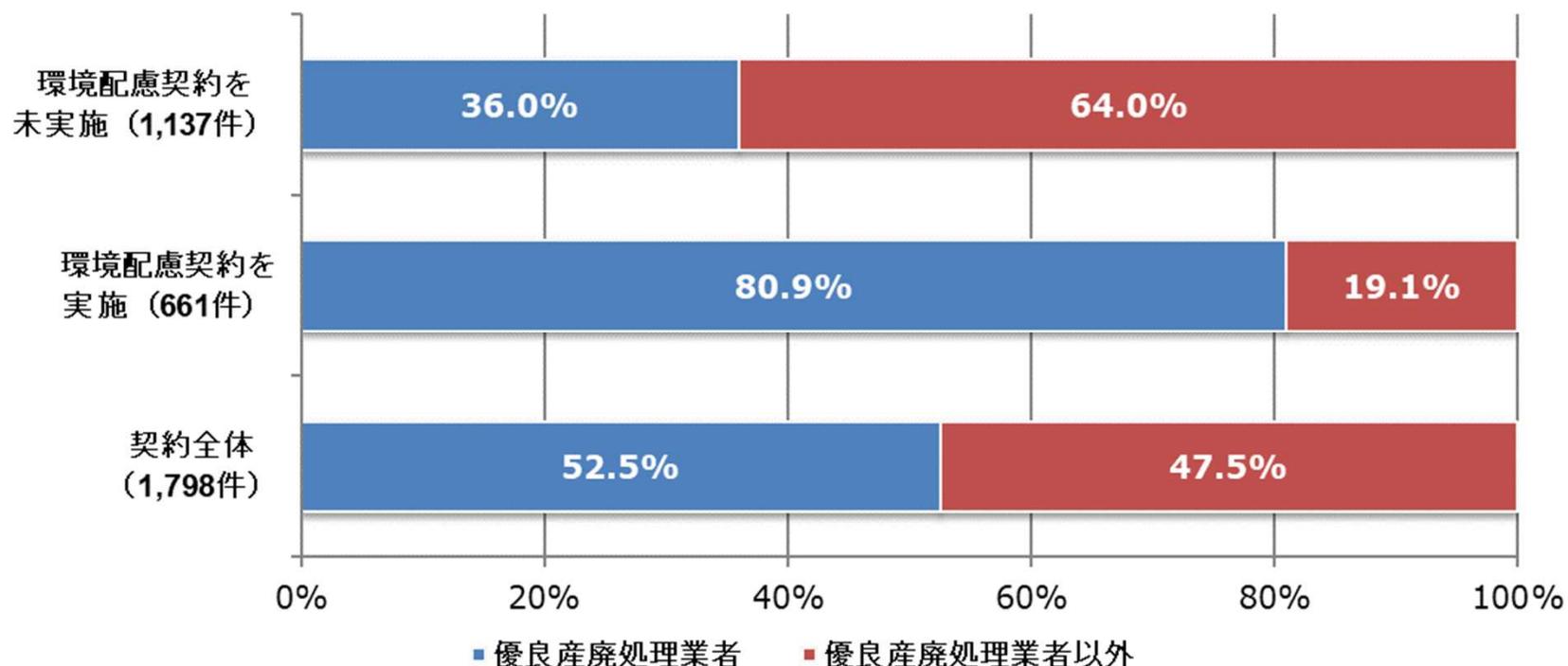
評価項目	評価内容	配点例
① 環境/CSR報告書	事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出されるGHGの排出削減計画・目標及び達成状況を数値で示し、公表していることを評価	10
③ 従業員への研修・教育	研修・教育の年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的実施していることを評価	5
a)環境配慮への取組状況 (小計)	-	25
① 優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないことを評価	10
② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設の能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価	10
③ 環境配慮の取組	ISO14001 (環境マネジメントシステム) 又はエコアクション21等の認証取得していることを評価	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務体質を評価	10
b)優良基準への適合状況 (小計)	-	50
合計	-	75

環境配慮契約を実施した場合の入札参加処理事業者の優良産廃処理業者の割合は81%を占める (令和6年度実績)

満点の6割以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

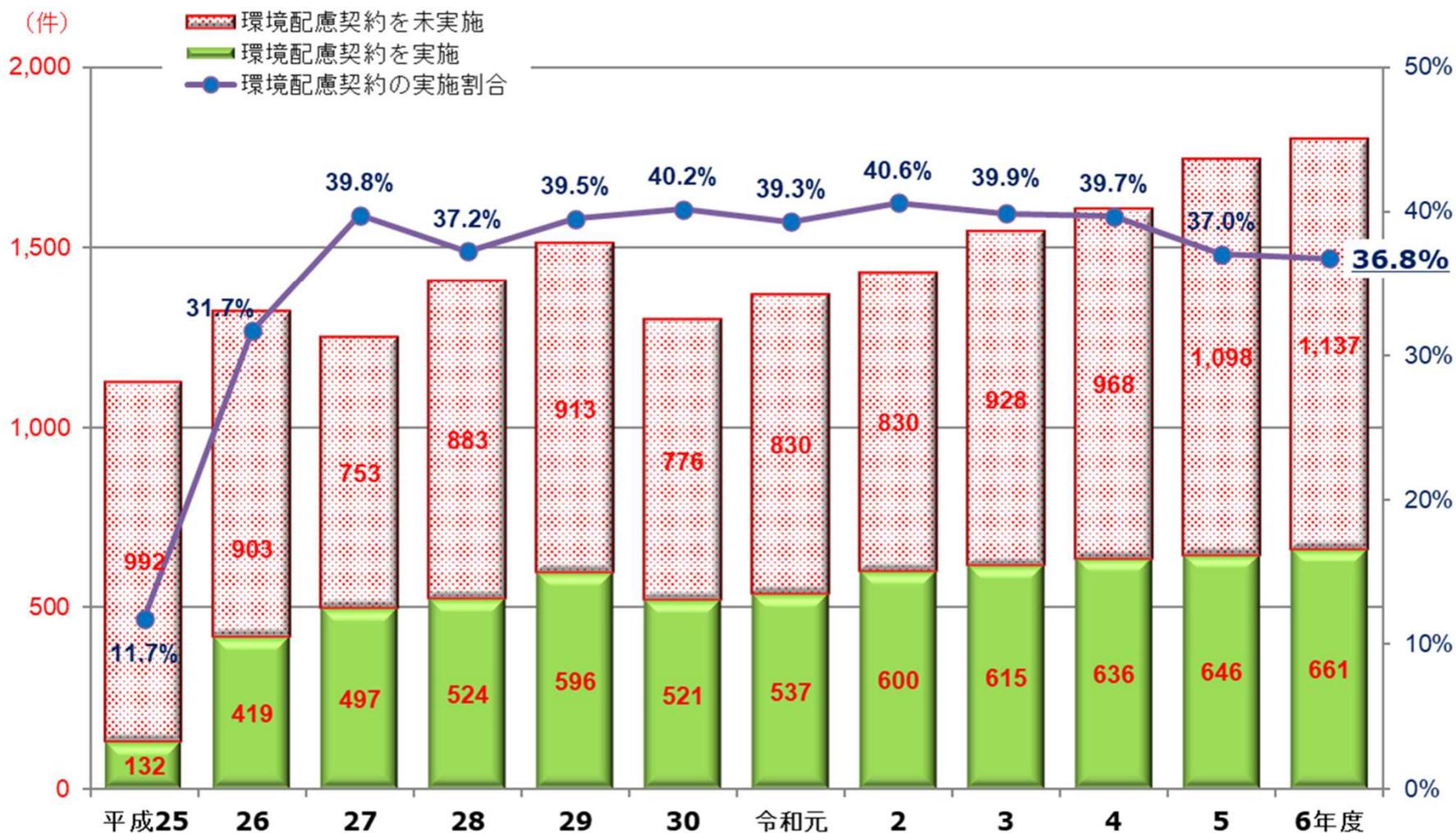
(参考) 優良産廃事業者認定との関係性

- 令和6年度における優良産廃処理業者の認定事業者の参入状況は環境配慮契約を実施している場合が80.9%、環境配慮契約を未実施の場合（裾切り方式ではない入札及び随意契約）が36.0%。
- 裾切り方式による環境配慮契約の実施は**優良産廃処理業者の入札への参入を促す要因の一つ**となっているものと推察。



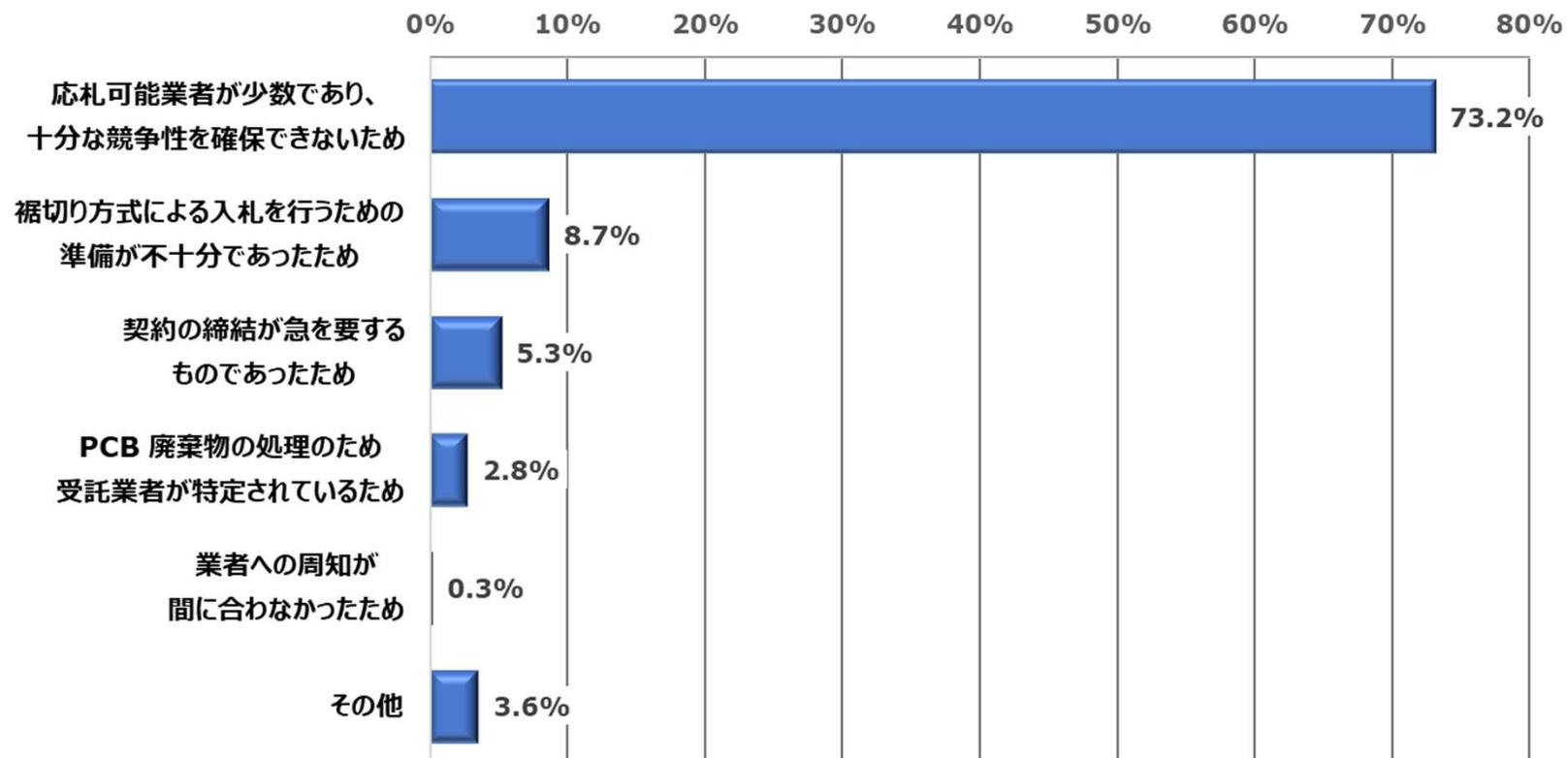
(参考) 産業廃棄物の処理に係る契約の締結実績【契約件数】

- 令和6年度における環境配慮契約（裾切り方式）の実施割合
 - 契約件数は**36.8%**で前年度から横ばい（0.2ポイント減）。
- 平成27年度以降の実施割合は概ね4割前後の横ばいで推移。



(参考) 環境配慮契約 (裾切り方式) の未実施理由

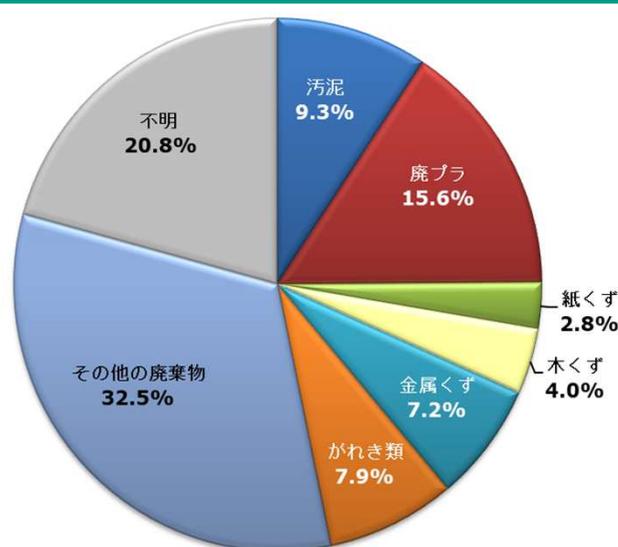
- 令和6年度において裾切り方式ではない入札 (722件) 及び随意契約 (415件) の合計 **1,137件** の契約が対象。
- 環境配慮契約 (裾切り方式) を実施しなかった理由は、「応札可能業者が少数」が **73.2%** であり例年最も多い。次いで「入札の準備が不十分」が **8.7%**、「契約締結が急を要する」が **5.3%**、「PCB廃棄物処理のため」が **2.8%**。【複数回答】
- 環境配慮契約の実施率向上については、優良産廃処理業者を含め、**応札可能事業者を全国的に増加させることが課題**。



(参考) 産業廃棄物の処理に係る契約の締結実績①【用途別廃棄物量】

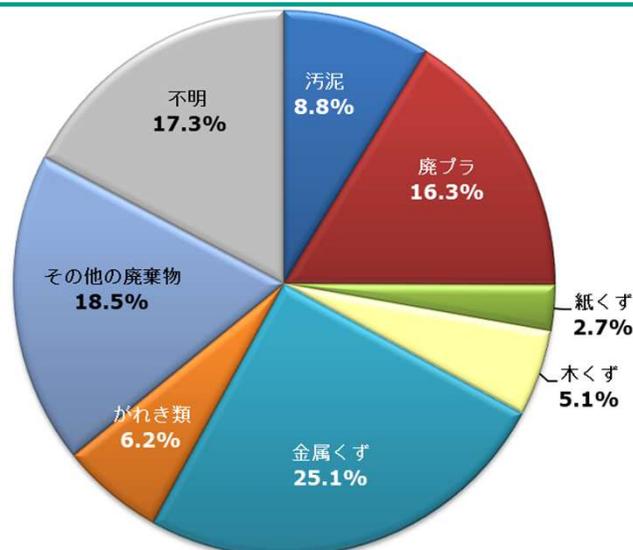


■ 国及び独立行政法人等の契約のうち、契約実績表で集計している廃棄物6種類の割合及び量は以下のとおり。全体では**廃プラ、汚泥の割合が高い**。いずれの施設においても廃プラの割合は高いという結果であった。



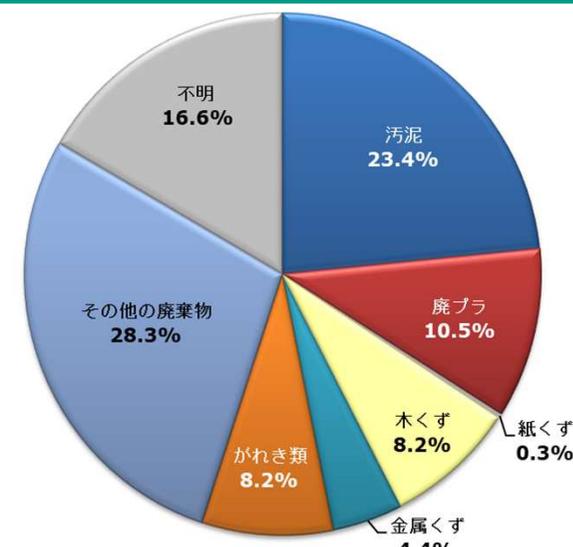
廃棄物全体

廃棄物の種類	トン
汚泥	17,206
廃プラスチック類	28,860
紙くず	5,196
木くず	7,346
金属くず	13,333
がれき類	14,644
その他の廃棄物	60,161
不明	38,427
合計	185,172



庁舎

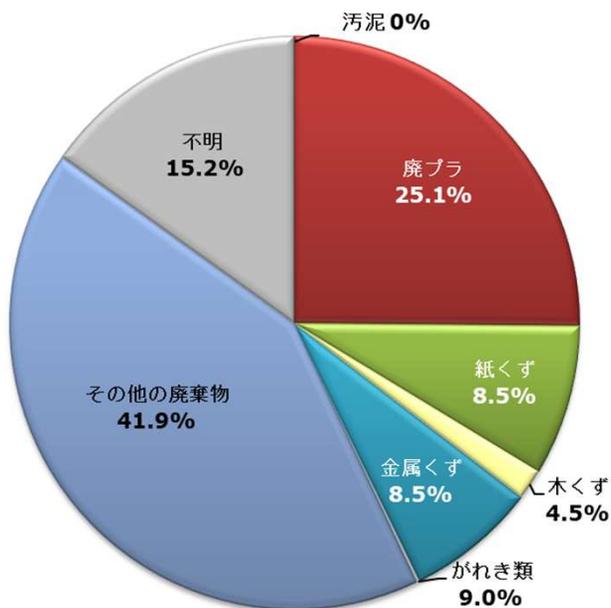
廃棄物の種類	トン
汚泥	2,870
廃プラスチック類	5,312
紙くず	889
木くず	1,659
金属くず	8,210
がれき類	2,010
その他の廃棄物	6,037
不明	5,659
合計	32,646



試験研究施設

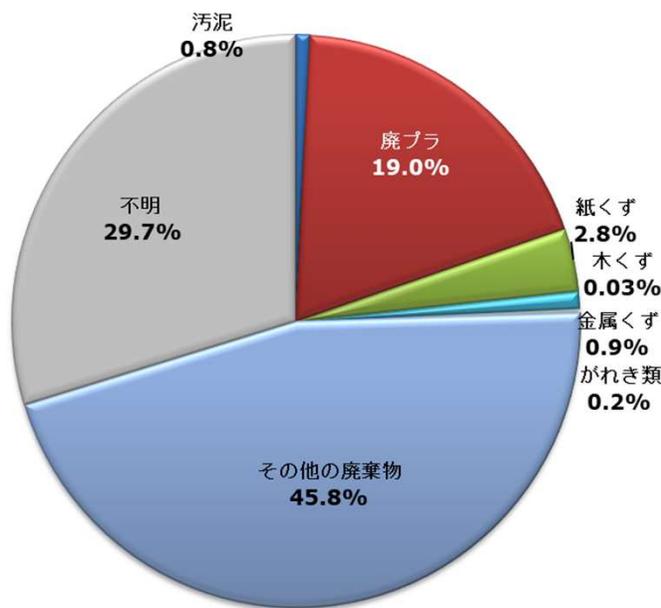
廃棄物の種類	トン
汚泥	1,893
廃プラスチック類	851
紙くず	22
木くず	664
金属くず	355
がれき類	662
その他の廃棄物	2,287
不明	1,344
合計	8,078

(参考) 産業廃棄物の処理に係る契約の締結実績② 【用途別廃棄物量】



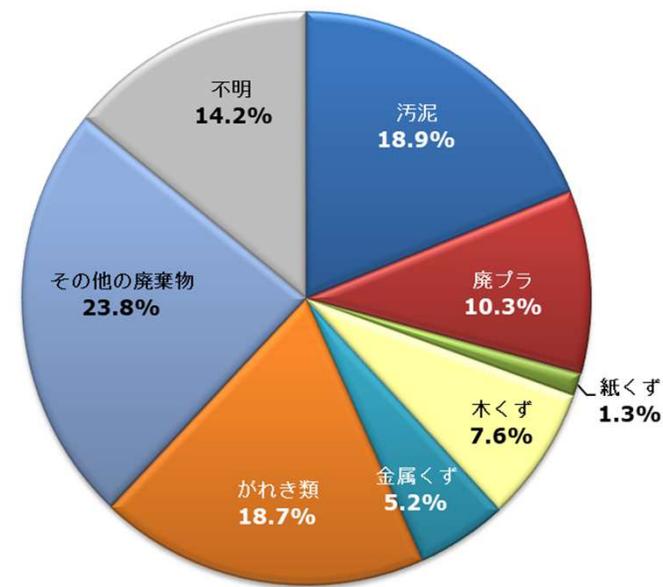
大学

廃棄物の種類	トン
汚泥	0
廃プラスチック類	2,952
紙くず	999
木くず	202
金属くず	868
がれき類	19
その他の廃棄物	4,921
不明	1,781
合計	11,741



病院

廃棄物の種類	トン
汚泥	564
廃プラスチック類	13,237
紙くず	2,480
木くず	18
金属くず	656
がれき類	163
その他の廃棄物	31,943
不明	20,740
合計	69,801



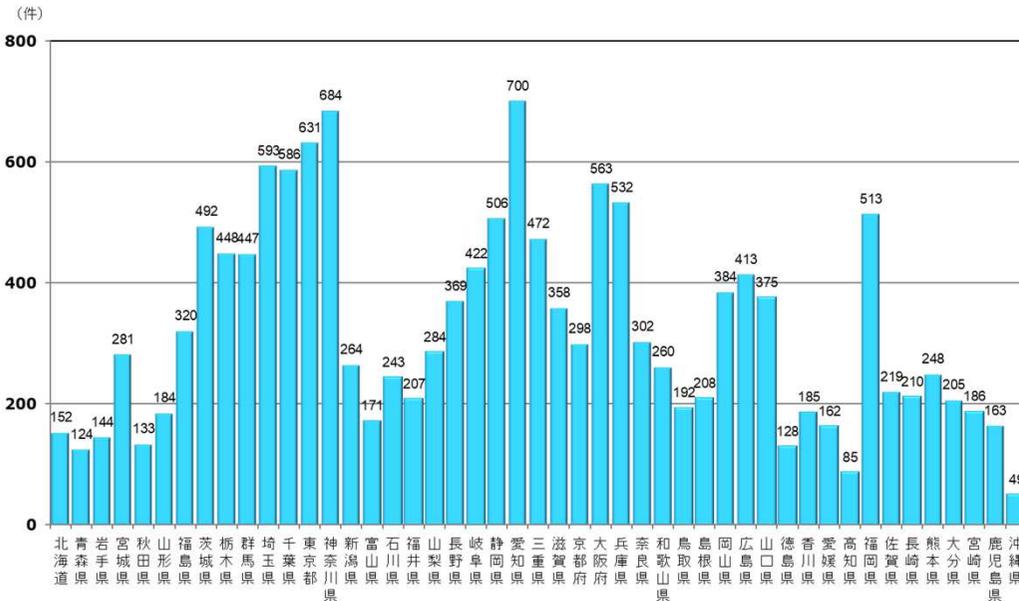
その他

廃棄物の種類	トン
汚泥	11,879
廃プラスチック類	6,508
紙くず	806
木くず	4,802
金属くず	3,244
がれき類	11,790
その他の廃棄物	14,973
不明	8,903
合計	62,905

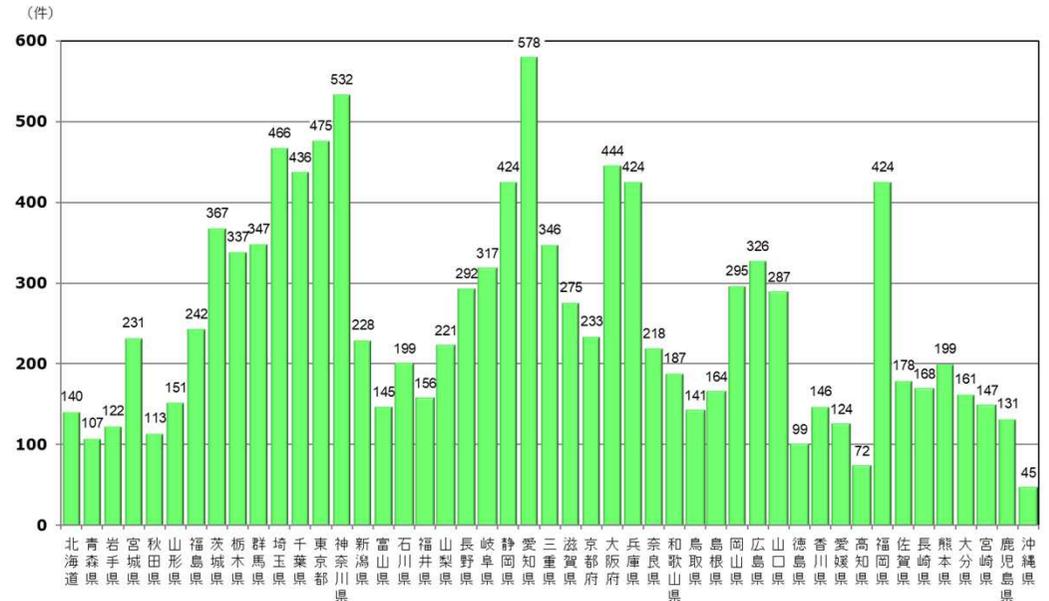
(参考) 優良産廃処理業者の都道府県別認定件数



■ 収集運搬業・処分業の都道府県別の優良産廃認定事業者数を示す。いずれも人口規模に応じて認定件数は多くなる傾向にあり、愛知県が最も認定件数は多く、関東近郊、大阪府、福岡県で認定件数が多くなっている。



収集運搬業の認定件数



処分業の認定件数

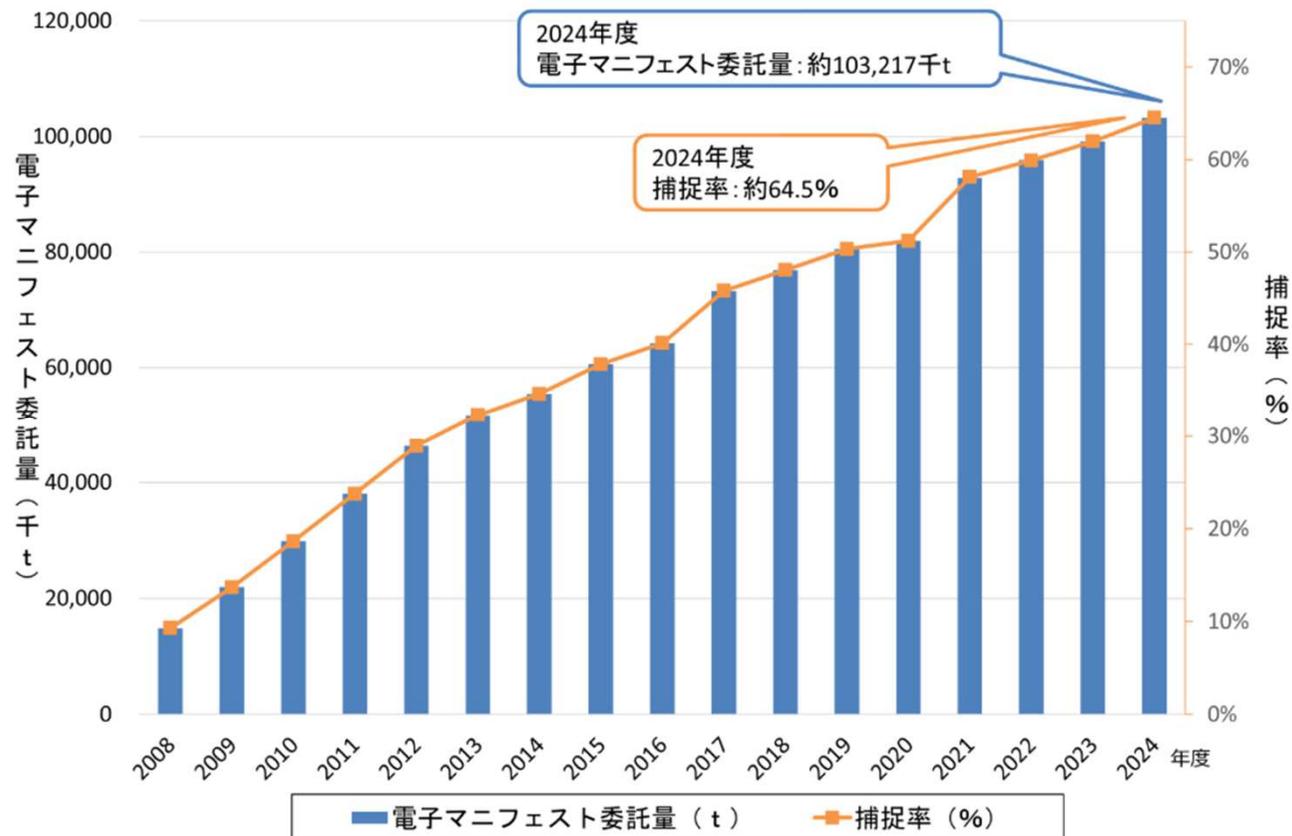
注1：いずれかの都道府県又は政令市・業区分で認定を受けている件数。電子マニフェスト対応の「収集運搬業」は15,095件、「処分業」は11,860件

注2：都道府県別又は政令市において認定を受けている件数であり、政令市の件数は当該都道府県に含めている

(参考) 電子 manifests の普及状況

- 電子 manifests の普及状況を把握する指標として、産業廃棄物委託処理量に対する電子 manifests の捕捉率の推移を示す。
- 第五次循環型社会推進基本計画では、2030年に捕捉率を75%とすることが目標とされている。

【電子 manifests で把握する委託量と捕捉率の推移】



2. 検討に関連する法令と提案募集

プラスチック資源循環の促進（排出抑制・再資源化等）

- ▶ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月から施行
- ▶ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組、3R+Renewableを促進することとしており、**排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ**
- ▶ 国及び独立行政法人等においても**排出事業者として**、プラスチック使用製品廃棄物の**排出の抑制**を図るとともに、その**再資源化等**を率先して実行することが必要



環境配慮契約の観点から、国及び独立行政法人等においての**プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の促進**につながる取組として、同法に基づく「**排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き（令和4年3月）**」等を参考とし、取り組むことが必要

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第133回通常国会で成立
令和6年5月29日公布
令和7年2月1日一部施行



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- **特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の**高度化**に
向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

○提案募集とは

基本方針の毎年の見直しに際し、事業者等から新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスの需要拡大に寄与する提案を募集。

毎年5～6月あたりに約1か月間募集しており、2025年度は5/1～6/2で実施。

○結果

1 事業者から産業廃棄物処理に係る契約に関して提案あり。

○提案内容

入札時の評価項目に、外部評価（CDPスコア※1、SBT認定※2状況）、焼却処理の有無※3を追加。

※1：Carbon Disclosure Project. 気候変動、水資源、森林の取組に関する企業の国際的な開示基準。質問票への回答により、CDPが企業の開示内容に関して8段階のスコア評価を与える。

※2：Science Based Targets. パリ協定が求める水準と整合した企業の温室効果ガス排出削減目標であり、企業の温室効果ガス削減を可視化するもの。

※3：焼却をしない処理方法を基本として、焼却する処理方法を選択する場合は、理由を明記させる。

3. 契約方式の検討

現状の契約方式及び総合評価落札方式の導入検討について

(環境配慮契約法基本方針 解説資料 抜粋 (産業廃棄物の処理に係る契約))

入札条件は、処理する産業廃棄物や産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討に当たっては、価格のほかに価格以外の要素（環境負荷低減に向けた取組等）を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する**総合評価落札方式が最善**とされた。

しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、**最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しい**ため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、**当面裾切り方式を採用する**ものとする。

今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、**総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行う**こととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後は、**認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行う**こととする。

総合評価落札方式（除算方式／加算方式）の検討

- 総合評価落札方式においては、除算方式と加算方式があり、それぞれの概要は以下のとおり。
- なお、環境配慮契約において、電気や自動車契約では除算方式を採用。また公共工事に関しては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等そのほかの方法を取る場合には個別協議が必要となる等、除算方式が主流。

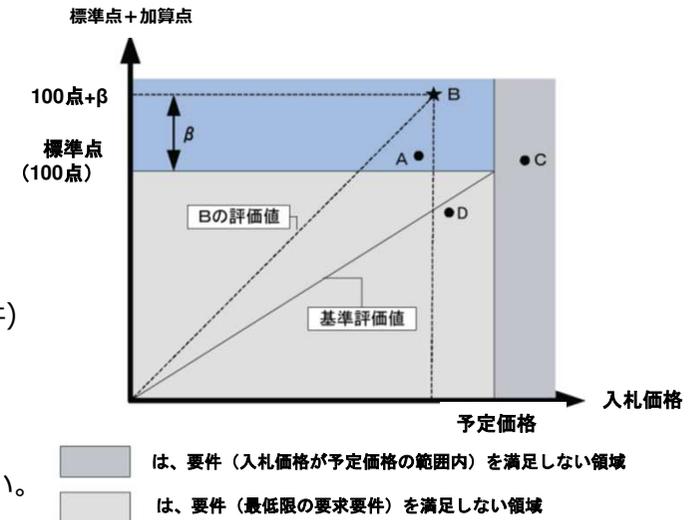
除算方式

公共調達においてより一般的な方式

$$\text{総合評価点} = (\text{標準点 (基礎点)} + \text{加算点}) \div \text{価格}$$

※除算方式の場合は加算点が0点でも評価可能なように便宜上標準点（最低限の要求要件を満たす場合に付与）を設定（一般に100点）

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 建設工事（公共工事）や自動車の購入及び賃貸借（環境配慮契約法）で採用。
自動車：標準点2：加算点1（グリーン購入法の車種別の判断の基準を満たすことが入札参加要件）
- 入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる。
 - 「安かろう悪かろう」を防ぐためには一定の入札参加制限が必要
 - 契約相手方の選定に当たって価格や業務遂行の質の高さを重視する場合に採用されることが多い。（仕様が明確な場合はより価格を重視する傾向が高い）



加算方式

価格よりも技術をより高度に評価したい場合に用いる方式

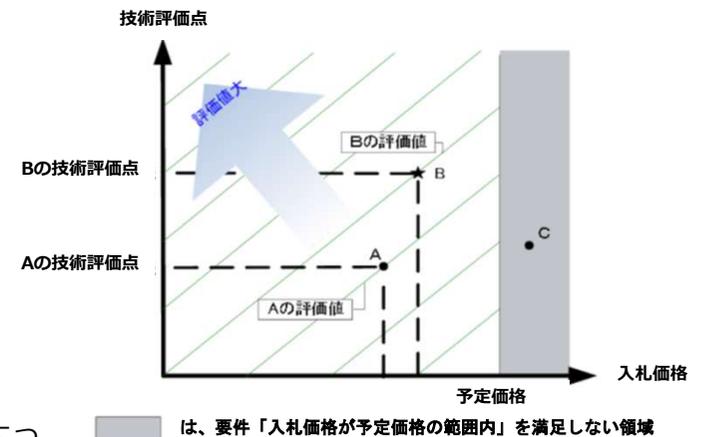
$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

$$\text{価格点} = \alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

α ：入札価格に係る得点配分（通常 $\alpha = 100$ ）

で採用。

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒ 研究開発 価格点1：技術点3以内（価格点1/4以上）
調査・広報 価格点1：技術点2以内（価格点1/3以上）
情報システム 価格点1：技術点1
- 価格点と技術点の得点配分割合（評価のウェイト）は技術点（価格以外の評価）の重視度によって変わる。
 - 契約相手方の選定に当たって技術評価（専門技術、ノウハウなど）を重視する場合に採用されることが多い。



【参考】加算点の設定について（総合評価・除算方式）



- 加算点を高くするほど、価格よりも環境配慮項目を重視することとなる。公共調達における価格の重要性と環境配慮項目の評価とのバランスを見て適切に判断しなければならない。
- 公共工事におけるガイドラインや自動車に係る契約においては加算点の上限が50点であり、包括協議においては、こうした前例を参考にされることに留意が必要。

● 公共工事に係る契約 ↓（標準点100点・加算点10～50点）

（1）除算方式

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

- ・ 標準点を100点、技術提案等に応じた加算点の満点を10～50点の範囲で決定する。

③ 特徴

- ・ Value for Money*の考え方によるものであり、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工物品質を表す指標。
- ・ 入札額が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

※ Value for Moneyとは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

公共工事における総合評価方式活用ガイドライン

<https://www.hrr.mlit.go.jp/qijyutu/hinkaku/sougou/sougougaido.pdf>

● 自動車の購入及び賃貸借に係る契約 ↓（標準点100点・加算点50点）

（2）燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方

自動車の購入等に係る契約における環境性能の評価指標は燃費である。標準値はグリーン購入法に基づく基本方針に定める車種別・燃料種別の燃費基準値とし、目標状態の燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の2倍とする。なお、グリーン購入法の基本方針を適用せずに発注する場合は、仕様書等に示した最低限の燃費値を燃費基準値（燃費目標値は燃費基準値の2倍であることは同じ）として設定するものとする。

加算点の満点は50点とし、燃費目標値以上の場合にあっても50点を上限（満点）とする。加算点は、当該自動車が評価指標において、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかを評価するものであり、具体的には以下の方法で求める。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}} \dots (式3)$$

環境配慮契約法基本方針 関連資料

<https://www.env.go.jp/content/000306877.pdf>

● 調査業務 ↓（標準点50点、加算点150点）

標準点満点 加算点満点

技術点小計	200	50	150	加算合計	<input type="text"/>
価格点	100			基礎点	50
総計				価格点	<input type="text"/>
				総合評価点	<input type="text"/>

令和7年度東北地方太平洋沿岸地域重点地区調査等業務

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/chotatsu_00103.html

総合評価落札方式の検討（評価項目（案））



■ 裾切り方式（現状）の評価項目

	評価項目	評価内容
加算	① 環境/CSR報告書	事業活動に係る環境配慮の計画、取組の体制及び取組状況の記載等に関して作成・公表していることを評価
加算	② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出されるGHGの排出削減計画・目標及び達成状況を数値で示し、公表していることを評価
加算	③ 従業員への研修・教育	研修・教育の年間実施計画を策定の上、産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関して定期的実施していることを評価
	a)環境配慮への取組状況（小計）	—
標準	① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないことを評価
加算	② 事業の透明性	事業者の基礎情報、業許可内容、施設的能力等の情報をHPを通じて公開していることを評価
加算	③ 環境配慮の取組	ISO14001（環境マネジメントシステム）又はエコアクション21等の認証取得していることを評価
加算	④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していることを評価
加算	⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務体質を評価
	b)優良基準への適合状況（小計）	—

■ 追加検討項目

標準	① 再資源化の実施状況の公表	各社HPや環境省への報告を通じた公表
標準	② 再資源化又は焼却時の熱回収の実施	再資源化を優先するが、焼却の場合には熱回収の実施を評価。埋立の必要がある場合を除くことも考えられる。
標準	③ 温室効果ガス排出削減対策の公表	各社HPを通じた公表（オフィス等における脱炭素対策を含む）

高度化法における「判断基準」と現状の評価項目との比較



- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を判断の基準として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、**産業全体を底上げ**。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	環境配慮契約の評価項目の対応状況
省エネ型の設備への改良・運転の効率化 再資源化の工程を効率化する設備の導入 再資源化の工程の集約化の検討 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等	「a-②温室効果ガス等の排出削減計画・目標」に含まれる
人材育成・研修・労働環境の改善 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講	「a-③従業員への研修・教育」に含まれる
再資源化の実施状況の公表 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表	「a-①環境/CSR報告書」、「b-②事業の透明性」に一定反映される
需要に応じた再生材の規格・量の把握 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
生産性を向上させる技術を有する設備の導入 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 当該技術を有する設備の導入の検討	客観的な確認・評価が難しく、評価項目に含まないことが適当か
目標設定/目標達成に向けた計画的な取組 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定	「a-②温室効果ガス等の排出削減計画・目標」と間接的には関連しうる

■ 認定制度において、類型①～③のいずれかの認定を受けている事業者については、**最後の認定から7年※¹以内の場合、一部の評価項目を加点扱い**としてはどうか。

※1 認定する事業計画は最長7年後までと設定しているため。

※2 総合評価落札方式の場合は、入札価格も考慮されるため即座に落札者となるわけではない。

認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

(参考) 「a-②温室効果ガス等の排出削減計画・目標」を立てている企業の例



- 現状の評価項目である「a-②温室効果ガス等の排出削減計画・目標」について実施されている企業の例を以下に示す。
- 産業廃棄物処理とは別途事業展開しているバイオガス発電事業に関連した目標や、事業グループ全体のSCOPE1,2,3の削減目標となっている。

株式会社リヴァックス

社長ホットライン お問い合わせ 採用情報

サステナビリティ | 産業廃棄物処理メニュー | バイオガス発電事業 | リヴァックスについて | トピックス

GHG排出量削減

再生可能エネルギーの供給
(基準時点※: 0kWh/年)
250万kWh/年

自家発電
(基準時点※: 54万kWh/年)
330万kWh/年

自社処理量あたりの
エネルギー使用量削減

車両・重機の燃費管理

質の高いリサイクル

有機性廃棄物リサイクル取扱量の拡大
(基準時点※: 40,667t/年)
56,754t/年

焼却からリサイクルへ
(基準時点※: 58%)
容器包装リサイクル率80%

安心・信頼される
廃棄物処理サービスの追求
環境基準値遵守、苦情ゼロ

廃棄物の発生抑制

食品ロスに取り組む団体への支援
収益の1%を寄付

お問い合わせ・お見積りはこちら
0798-47-7626

https://www.revacs.com/csr/e_act_plan/

2024年度環境関連の主な実績 (ダイセキグループ)

リサイクル処理入荷量	リサイクル率	CO ₂ 総排出量 (SCOPE1,2のみ)
197.0 万t (110.9万t)	89.2 % (87.2%)	3.6 万t-CO ₂ (2.4万t-CO ₂)

(注) () はダイセキ単体の数値

<p>目標 (2027年度)</p>	<p>1.SCOPE1^{※1}+SCOPE2^{※2}: 2027年度までに34%削減 (2021年度比)</p> <p>2.SCOPE3^{※3}: 2027年度までに20%削減 (2021年度比)</p> <p>3.再生可能エネルギーへの切替: 2030年度までに100%の電力を再生可能エネルギー由来電力に切替</p> <p>※1: Scope1: 燃料の使用に伴う直接排出</p> <p>※2: Scope2: 外部から購入する電力や熱の使用に伴う間接排出</p> <p>※3: Scope3: Scope1、2以外の間接排出</p>
<p>実績 (2024年度)</p>	<p>1.SCOPE1: 29,146t-CO₂、SCOPE2: 7,278t-CO₂</p> <p>2.SCOPE3: 172,924t-CO₂</p> <p>3.再生可能エネルギーの導入比率: 11.3%^{※4}</p> <p>4.再生可能電力の導入比率: 52.8%^{※5}</p> <p>※4: 再生可能エネルギーの導入比率: 事業活動で使用する全てのエネルギー (非再生可能エネルギー+再生可能エネルギー) に占める再生可能エネルギーの比率</p> <p>※5: 再生可能電力の導入比率: 事業活動で使用する電力エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率</p>
<p>施策 (2027年度まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能導入によるSCOPE2の削減 ● 営業車のハイブリッド車への切替 ● 業務用車のEVへの切替の検討 ● 省エネタイプの処理施設の導入

<https://www.daiseki.co.jp/sustainability/environment/>

(参考) 廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等



- 【追加検討項目②関連】 廃棄物の再資源化に係る目標が以下のとおり設定されており、循環利用率や温室効果ガス排出量など、これらの目標に沿った評価項目を設定することも考えられる。

処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

項目	目標 (2030年度)
1.循環利用率	入口側：約19% 出口側：約44%
2.資源生産性	約60万円/トン
3.天然資源消費量	約11トン/人・年
4.最終処分量	全廃棄物：約1,100万トン 一般廃棄物：約300万トン (2022年度比約5%削減) 産業廃棄物：約780万トン (2022年度比約10%削減)
5.温室効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約2,900万トン-CO ₂ /年 循環経済への移行に関わる部門由来：約34,300万トン-CO ₂ /年

4.その他

産業廃棄物に係る検討について（スケジュールイメージ）

- 今年度末の立ち上げ後、来年度も2回程度開催し、継続して検討予定。廃棄物専門委員会にて契約方式の詳細を議論いただいた後、親検討会に諮り、見直し方針を決定。

年度	2025 (R7)			2026 (R8)									2027 (R9)				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
検討会等		 廃棄物 専門委員会①				 廃棄物 専門委員会①	 親①			 廃棄物 専門委員会②			 親②				
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の導入検討（頭出し） ・高度化法の要件を含めた評価項目の見直し ・提案募集（R7） 			<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の導入検討（評価項目、配点） 			<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の導入検討（取りまとめ案） 			<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の方針決定 							
契約実務への反映													閣議決定 	<div style="background-color: #008080; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 総合評価導入 (P) </div>			